

給与規則

社会福祉法人 ゆめさき会

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人ゆめさき会就業規則（以下「就業規則」という。）第29条の規定に基づき職員の給与について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規定において「職員」とは、就業規則第3条に規定する職員をいう。

2 この規定において「給与」とは、本俸、調整手当、扶養手当、特殊業務手当、資格手当、管理職手当、主任手当、副主任手当、住宅手当、時間外勤務手当、夜勤手当、宿直手当、自宅待機手当、期末手当、勤勉手当、通勤手当、処遇改善手当、福祉・介護職員等特定処遇改善手当及び退職金をいう。

(給与の減額)

第3条 職員が就業規則第10条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）中に勤務しない場合においては、次に掲げる期間を除き、その勤務しない時間1時間について第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

- (1) 就業規則第13条に定める休日及び就業規則第14条に定める休暇。
- (2) 業務上の傷病の場合にあっては、2年の範囲内において理事長がその療養に必要と認める期間。
- (3) 業務外の傷病の場合にあっては、1ヶ月の範囲内において理事長がその療養に必要と認める期間。
- (4) 結核性疾患又は精神障害の場合にあっては、2年の範囲内で理事長がその療養に必要と認める期間。

第2章 給料

(給料の支給)

第4条 職員には、正規の勤務時間による勤務の報酬として給料を支給する。

(給料表)

第5条 職員の受ける給料は、次の給料表のとおりとする。

- (1) 給料表 別表1

(給料表の適用)

第6条 前条の給料表は、別表2による職務・職種に適用する。

(初任給)

第7条 新たに採用する職員の本俸は、別表2に掲げる初任給基準表に定めるとおりとする。

- 2 前項の規定により定められた職員の初任給が、他の職員との均衡上不適当な場合又、福祉経験、能力等により、前項の規定に拘わらず増額又は減額することができる。

(昇給)

第8条 職員が現に受けている号俸を受けるに至った時から、12月を下らない期間を良好な成績で勤務した時は、人事考課に基づき上位の号俸に昇給させることができる。

- 2 職員の勤務成績が特に良好である場合、その他特に必要があると認められた場合には、前項の規定に拘わらず、臨時に上位の号俸まで昇給させることができる。
- 3 満60歳に達した職員についてはその誕生日に属する年度の末日をもって、昇給を停止する。

(職種変更に伴う調整)

第9条 職種に変更のあった職員の本俸は、第7条に定める初任給格付けを基準として、現に受けている号俸を増減した額に相当する号俸とする。

(復職者等の給料月額調整)

第10条 業務上の傷病による休職のため、勤務しなかった職員が復職するに至った日以後において、その者の号俸又は給料月額を調整することがある。

(給料の支給方法)

第11条 給料は、月の初日から末日までを給与期間とし、その月額的全額を直接通貨、又は金融機関への振込により支給する。

- 2 給料の支給日は、毎月26日とする。その日が休日又は日曜日にあたる時は、その前日を支給日とする。
- 3 新たに職員となった者には、職員となった日から給料を支給する。
- 4 職員が退職したときは、退職したその日まで給料を支給する。
- 5 第3項又は第4項の規定により給料を支給する場合において、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 6 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

第3章 手当

(調整手当)

第12条 職員には、調整手当を支給する。

2 調整手当の月額、本俸と扶養手当の合計月額に4%とする。

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他の生計の方途がなく主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

- (1) 配偶者
- (2) 満22歳未満の子及び孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳未満の弟妹
- (5) 心身に著しい障害のある者
- (6) その他支給が適当と認められる親族

3 扶養手当の額は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------------|---------|
| (1) 配偶者 | 16,000円 |
| (2) 配偶者以外の満22歳未満の扶養親族2人まで1人につき | 5,000円 |
| (3) 配偶者のいない場合の満22歳未満の扶養親族1人に限り | 10,000円 |
| (4) その他の扶養親族1人につき | 1,000円 |

4 支給開始及び終了

(1) 支給開始

新たに職員となった者に扶養親族がある場合は、職員となった日、扶養親族がない職員に新たに扶養親族としての条件を具備する場合にはその事実が生じた日の翌月（この日が月の初日の場合はその月）から開始する。ただし、事実の生じた日から15日を経過した後に届け出された場合は、その届け出を受理した日の翌月。

(2) 支給終了

扶養手当を受けている職員が離職し、または死亡した場合はその日、扶養親族としての条件を欠く事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日である場合には、その日の前月）に終わる。

(特殊業務手当)

第14条 特殊の業務に従事する職員に特殊業務手当を支給する。

2 特殊業務手当は月額とし、その額は次のとおりとする。

- (1) 生活支援員、相談支援専門員及び看護師は月額10,000円とする。
- (2) 事務員は月額3,000円とする。

(資格手当)

第15条 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の資格を有し、利用者の直接支援・相談支援の業務に従事する生活支援員及び相談支援事業の業務に従事する相談支援専門員、並びに准看護師、看護師及び栄養士、管理栄養士として業務に従事する職員に資格手当を支給する。

2 資格手当は月額とし、その額は次のとおりとする。

- 1) 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師は月額5,000円とする。
- 2) 准看護師、栄養士は月額3,000円とする。
- 3) 看護師、管理栄養士は月額5,000円とする。
- 4) 相談支援専門員は月額5,000円とする。

3 前項1号、2号、3号については、一の資格を対象として資格手当を支給し、重複支給行う。

(管理職手当)

第16条 管理職手当は、管理または監督の地位にある施設長、副施設長及びサービス管理責任者に対して支給する。

2 管理職手当は月額とし、その額は次のとおりとする。

- (1) 施設長は月額45,000円とする。
- (2) 副施設長は月額40,000円とする。
- (3) サービス管理責任者は月額35,000円とする。

(主任及び副主任手当)

第17条 主任及び副主任手当は、管理職を補佐する地位にある主任及び副主任に対して支給する。

2 主任手当は月額とし、その額は月額10,000円とする。

3 副主任手当は月額とし、その額は月額5,000円とする。

(自宅待機手当)

第18条 自宅待機手当は、夜間緊急対応等の呼び出しに備えて自宅等で待機をする職員に対して支給する。

2 自宅待機手当は日額とし、その額は一夜につき2,000円とする。

(住宅手当)

第19条 住宅手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 自ら居住する住宅を借り受け、月額10,000円以上の家賃を支払っている職

員。

(2) 職員が所有する住宅に居住し、かつ、職員が世帯主である者。

2 住宅手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員。

家賃の月額から10,000円を控除した額で、27,000円の範囲内とする。

(2) 前項第2号に掲げる職員 月額1,000円とする。

(時間外勤務手当)

第20条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対し、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して支給する。但し、第16条に規定する手当支給者には適用しない。

2 勤務1時間当たりの給与額は、次のとおりとする。

$$\text{時間外勤務手当} = \frac{(\text{本俸} + \text{調整手当} + \text{特殊業務} + \text{資格手当} + \text{主任及び副主任手当}) \times 12 \text{ 月}}{40 \text{ 時間} \times 52 \text{ 週}} \times \frac{125}{100}$$

$$\text{深夜時間外勤務手当} = \frac{(\text{本俸} + \text{調整手当} + \text{特殊業務} + \text{資格手当} + \text{主任及び副主任手当}) \times 12}{40 \text{ 時間} \times 52 \text{ 週}} \times \frac{150}{100}$$

(勤務1時間当たりの給与額)

第21条 勤務1時間当たりの給与額は、本俸及び調整手当の合計に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除した額とする。(円未満切捨て)

(夜勤手当)

第22条 夜勤手当は、正規の勤務時間として夜勤をした職員に支給する。

2 支給額は、一夜につき8,000円とする。

(宿直手当)

第23条 宿直手当は、宿直した職員に支給する。

2 支給額は、一夜につき4,000円とする。

(期末勤勉手当)

第24条 期末勤勉手当は、6月1日、12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に死亡した職員についても同様とする。

2 期末手当、勤勉手当の算定基礎は次のとおりとする。

(1) 期末手当

本俸+調整手当+特殊業務手当+扶養手当+(管理職手当・主任手当・副主任手当)

(2) 勤勉手当

本俸+調整手当(本俸×4%)

3 期末手当、勤勉手当の額は、次のとおりとする。

支給月	期末手当	勤勉手当	計
6月	1. 5月	0. 5月	2. 0月
12月	2. 0月	0. 5月	2. 5月
合計	3. 5月	1. 0月	4. 5月

4 期末手当、勤勉手当の支給割合は次のとおりとする。

(1) 期末手当

在 職 期 間		割 合
基準日が5月末日の場合	基準日が11月末日の場合	
3ヶ月以上	6ヶ月以上	100分の100
2ヶ月15日以上3ヶ月未満	5ヶ月以上6ヶ月未満	100分の80
1ヶ月15日以上2ヶ月15日未満	3ヶ月以上5ヶ月未満	100分の60
1ヶ月15日未満	3ヶ月未満	100分の30

(2) 勤勉手当

勤 勉 期 間	期 間 率
6ヶ月以上	100分の100
5ヶ月15日以上6ヶ月未満	100分の95
5ヶ月以上5ヶ月15日未満	100分の90
4ヶ月15日以上5ヶ月未満	100分の80
4ヶ月以上4ヶ月15日未満	100分の70
3ヶ月15日以上4ヶ月未満	100分の60
3ヶ月以上3ヶ月15日未満	100分の50
2ヶ月15日以上3ヶ月未満	100分の40
2ヶ月以上2ヶ月15日未満	100分の30
1ヶ月15日以上2ヶ月未満	100分の20
1ヶ月以上1ヶ月15日未満	100分の15
15日以上1ヶ月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

5 期末手当、勤勉手当の支給日は次のとおりとする。

基準日	支給日
5月31日	6月30日
11月30日	12月10日

(通勤手当)

第25条 通勤手当は、通勤する職員に対して支給する。

2 通勤手当の支給額は、次のとおりとする。

(1) 交通費(定期券) 実費(但し、月額30,000円限度)

(2) 自転車	月額	1,000円
(3) 自動車 (バイク含む)		
(月額) (片道)	3 km未満	3,000円
	3 km以上～ 5 km未満	4,000円
	5 km以上～ 7 km未満	5,000円
	7 km以上～ 9 km未満	6,000円
	9 km以上～ 11 km未満	7,000円
	11 km以上～ 13 km未満	8,000円
	13 km以上～ 15 km未満	9,000円
	15 km以上～ 17 km未満	10,000円
	17 km以上～ 20 km未満	11,000円
	20 km以上～ 22 km未満	12,000円
	22 km以上～ 25 km未満	13,000円
	25 km以上～ 28 km未満	14,000円
	28 km以上～ 30 km未満	15,000円
	30 km以上	16,000円

(処遇改善手当及び福祉・介護職員等特定処遇改善手当)

第26条 処遇改善手当については別表3-1のとおりとする。

2 福祉・介護職員等特定処遇改善手当については別表3-2のとおりとする。

第4章 退職金

(退職金)

第27条 退職金は、職員（第24条に規定する職員を除く。）が退職した場合はその者に、死亡した場合にはその遺族に支給する。

2 退職金については、社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和36年法律第155号）に定める退職手当共済契約と兵庫県社会福祉協議会の定める兵庫県民間社会福祉事業職員退職年金共済規定により支給する。

第5章 常勤嘱託職員等の給与

(常勤嘱託員、常勤を要しない職員及び臨時職員の給与)

第28条 常勤嘱託員、常勤を要しない職員及び臨時職員の給与については別に定める。

第6章 休職者の給与

(休職者の給与)

第29条 職員が、業務上の傷病により就業規則第16条に掲げる理由に該当して休職した

ときは、その休職の期間中、その者に本俸、調整手当、扶養手当の全額を支給する。

2 職員が、業務外の傷病により就業規則第27条第2項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、前項と同じ給料を支給する。

3 就業規則第27条第2項の規定により休職にされた職員には、その休職期間中の昇給は行わない。

第7章 規則の改正

(改正)

第30条 この規則を改正する必要がある場合、職員の過半数を代表する者の意見を聞き、理事会の議決を得て改正する。

附則

この規則は、平成 6年 4月 1日から施行する。

平成 7年 4月 1日より改正する。

平成 8年 4月 1日より改正する。

平成 9年 4月 1日より改正する。

平成10年 4月 1日より改正する。

平成11年 4月 1日より改正する。

平成12年 4月 1日より改正する。

平成13年 4月 1日より改正する。

平成14年 4月 1日より改正する。

平成15年 4月 1日より改正する。

平成16年 4月 1日より改正する。

平成17年 4月 1日より改正する。

平成19年 4月 1日より改正する。

平成21年 6月 1日より改正する。

平成24年 6月 1日より改正する。

平成25年 5月10日より改正する。

平成26年 4月 1日より改正する。

平成28年 4月 1日より改正する。

平成29年 9月 1日より改正する。

平成29年12月 1日より改正する。

平成30年 6月 1日より改正する。

平成30年10月 1日より改正する。

令和 元年12月 1日より改正する。

令和 4年 4月 1日より改正する。

別表 1

職員給料表

級 号	1	2	3	4	5
1	138,900	175,000	197,000	249,500	281,000
2	139,600	176,500	198,400	250,900	282,900
3	140,400	178,000	199,800	252,200	284,700
4	141,200	179,500	201,200	253,500	286,600
5	142,000	180,900	202,600	254,600	288,500
6	142,700	182,400	204,100	255,900	290,400
7	143,500	183,900	205,500	257,200	292,200
8	144,300	185,400	207,000	258,500	294,100
9	145,100	186,900	208,500	259,600	295,800
10	145,800	188,100	210,100	260,900	297,600
11	146,500	189,400	211,700	262,200	299,400
12	147,300	190,600	213,300	263,500	301,200
13	148,100	192,000	214,700	264,600	302,800
14	148,900	193,100	216,400	265,800	304,500
15	149,800	194,300	218,100	267,000	306,200
16	150,700	195,500	219,700	268,100	307,800
17	151,600	196,700	221,100	269,200	309,400
18	152,400	197,900	222,300	270,400	311,100
19	153,300	198,900	223,500	271,500	312,800
20	154,200	200,000	224,700	272,600	314,500
21	155,100	201,000	226,000	273,600	315,800
22	156,000	202,200	227,600	274,700	317,200
23	156,900	203,400	229,200	275,800	318,600
24	157,800	204,500	230,800	276,900	320,100
25	158,700	205,700	232,400	278,000	321,600
26	159,600	207,000	233,900	279,100	323,100
27	160,500	208,300	235,400	280,200	324,600
28	161,400	209,600	236,900	281,300	326,000
29	162,300	210,900	238,300	282,400	327,600
30	163,100	212,200	239,700	283,500	328,900
31	164,000	213,500	241,100	284,500	330,200
32	164,900	214,800	242,400	285,500	331,400
33	165,800	215,500	243,600	286,400	332,500
34	166,700	216,900	245,000	287,500	333,500
35	167,600	218,200	246,300	288,600	334,600
36	168,500	219,600	247,700	289,700	335,800
37	169,500	220,700	249,000	290,400	337,000
38	170,800	222,000	250,400	291,300	338,200
39	172,100	223,300	251,800	292,200	339,400
40	173,400	224,500	253,200	293,200	340,600
41	174,800	225,600	254,400	294,100	342,000
42	176,200	226,800	255,700	295,100	343,400
43	177,600	228,000	257,000	296,100	344,800

44	179,000	229,200	258,300	297,000	346,200
45	180,500	230,400	259,300	297,800	347,600
46	181,900	231,600	260,400	298,700	349,000
47	183,300	232,800	261,600	299,600	350,400
48	184,700	233,900	262,800	300,500	351,800
49	186,000	235,100	264,100	301,200	353,200
50	187,200	236,300	265,300	301,900	354,600
51	188,300	237,500	266,500	302,700	355,900
52	189,500	238,700	267,500	303,500	357,300
53	190,600	239,800	268,600	304,100	358,700
54	191,700	240,800	269,800	304,900	360,100
55	192,800	241,800	271,000	305,600	361,500
56	193,900	242,800	272,200	306,300	362,900
57	195,000	243,800	273,200	307,000	364,300
58	196,000	244,800	274,300	307,800	365,700
59	197,100	245,800	275,400	308,600	367,100
60	198,100	246,800	276,400	309,300	368,500
61	199,200	247,800	277,500	309,900	369,900
62	200,100	248,700	278,600	310,600	371,300
63	201,000	249,600	279,700	311,300	372,700
64	201,900	250,500	280,800	312,000	374,100
65	202,600	251,500	281,700	312,500	375,500
66	203,400	252,300	282,500	313,100	376,900
67	204,200	253,100	283,300	313,700	378,200
68	205,000	253,800	284,200	314,300	379,500
69	205,500	254,600	285,100	314,900	380,800
70	206,500	255,200	285,900	315,300	382,100
71	206,200	255,800	286,700	315,800	383,400
72	207,100	256,300	287,400	316,300	384,800
73	207,700	256,600	288,200	316,600	386,200
74	208,400	257,000	289,000	317,100	387,500
75	209,100	257,500	289,800	317,600	388,800
76	209,900	258,000	290,600	318,100	390,200
77	210,200	258,600	291,200	318,300	391,600
78	210,900	259,000	291,800	318,700	392,900
79	211,600	259,500	292,300	319,100	394,200
80	212,300	260,000	292,700	319,500	395,500
81	213,000	260,300	293,100	319,900	396,800
82	213,700	260,600	293,600	320,300	398,100
83	214,400	260,900	294,100	320,700	399,400
84	215,100	261,200	294,600	321,100	400,800
85	215,800	261,400	295,000	321,400	402,200
86	216,500	261,800	295,600	321,800	403,500
87	217,200	262,100	296,200	322,200	404,800
88	217,900	262,400	296,800	322,500	406,100
89	218,400	262,600	297,100	322,800	407,400
90	219,000	262,800	297,600	323,200	408,700
91	219,600	263,200	298,100	323,500	410,000
92	220,200	263,400	298,600	323,900	411,200
93	220,600	263,700	299,000	324,100	412,400

94	221,100	264,100	299,500	324,400	413,700
95	221,600	264,500	300,000	324,700	415,000
96	222,100	264,900	300,500	325,100	416,200
97	222,700	265,100	300,800	325,400	417,400
98	223,200	265,400	301,200	325,700	418,700
99	223,700	265,600	301,700	326,000	420,000
100	224,200	265,900	302,200	326,300	421,300
101	224,800	266,200	302,600	326,600	422,500
102	225,300	266,400	303,000		423,800
103	225,900	266,700	303,400		425,100
104	226,500	267,000	303,800		426,400
105	226,900	267,200	304,100		427,600
106	227,400	267,400	304,500		428,800
107	227,900	267,700	304,900		430,000
108	228,300	267,900	305,300		431,200
109	228,500	268,200	305,600		432,400
110	228,900	268,500	306,000		433,600
111	229,400	268,800	306,400		434,800
112	229,900	269,000	306,800		436,000
113	230,300	269,200	307,000		437,100
114	230,800	269,500	307,400		438,300
115	231,300	269,700	307,800		439,500
116	231,800	269,900	308,100		440,700
117	232,100	270,200	308,400		441,800
118	232,500	270,500	308,800		443,000
119	232,900	270,800	309,100		444,200
120	233,300	271,100	309,400		445,400
121	233,700	271,200	309,600		446,600
122		271,500	310,000		
123		271,800	310,300		
124		272,100	310,600		
125		272,200	310,800		
126		272,500	311,200		
127		272,800	311,500		
128		273,100	311,800		
129		273,200	312,000		
130		273,500	312,400		
131		273,800	312,800		
132		274,100	313,200		
133		274,200	313,400		
134		274,500			
135		274,800			
136		275,100			
137		275,200			

別 表 2

初任給基準表

職 種	学 歴	号 俸
事務員 生活支援員 栄養士 看護師	大学卒	I - 25
	短大卒	I - 17
	高校卒	I - 9
調理員	大学卒	I - 17
	短大卒	I - 9
	高校卒	I - 1

前歴換算

前歴期間	割 合
同種の職務に従事した期間	9割
類似の業務に従事した期間	8割
教育機関に従事した期間	8割
その他の職務に従事した期間	4割
その他の期間	2割

※前歴期間については少数点以下四捨五入とする。

職種・職階分類表

1 級	○2級以上の職員の職務を除く業務 事務員 生活支援員 相談支援専門員 看護師 調理員 栄養士
2 級	○副主任またはこれに準ずる業務 生活支援副主任 相談支援専門員 事務副主任 生活支援員 栄養士 看護師 調理員
3 級	○主任またはこれに準ずる業務 事務主任 生活支援主任 相談支援専門員 生活支援員 看護師 栄養士
4 級	副施設長、サービス管理責任者またはこれに準ずる業務
5 級	施設長またはこれに準ずる業務

別 表 3-1

処遇改善手当

対象者	金額（月額）
生活支援員、看護師、サービス管理責任者、相談支援専門員 世話人	50,000円

別 表 3-2

福祉・介護職員等特定処遇改善手当

対象者	金額（月額）
1、経験技能のある障害福祉人材 ・勤続年数10年以上の福祉・介護職員、サービス管理責任者のうち、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師又は保育士の何れかの資格を有するもの。	16,000円
2、他の障害福祉人材 ・経験・技能のある障害福祉人材に該当しない福祉・介護職員及びサービス管理責任者	8,000円
3、その他の職員 ・障害福祉人材以外の職員	4,000円